

# 派遣労働者の均等・均衡待遇の推進等に関する行政評価・監視の実施

平成 25 年 12 月 13 日  
総務省 中部管区行政評価局

総務省中部管区行政評価局（局長：よしたけよういちろう吉武洋一郎）は、平成 24 年の労働者派遣法改正後も就業条件等の明示、契約内容等や管理台帳の不備など労働者派遣法違反がみられること等を踏まえ、25 年 12 月から 26 年 3 月にかけて「派遣労働者の均等・均衡待遇の推進等に関する行政評価・監視」を実施します（石川行政評価事務所も同時実施）。

この行政評価・監視は、事業者における派遣労働者の均等・均衡待遇の取組状況、労働局の事業者に対する指導状況等を調査し、関係行政の改善を促すことで、派遣労働者の均等・均衡待遇の推進等を図るものです。

〔照会先〕

総務省 中部管区行政評価局

第二部第 1 評価監視官室

評価監視官 加藤 寿之

電話：052-957-2960

## 「派遣労働者の均等・均衡待遇の推進等に関する行政評価・監視」

平成 20 年秋の「リーマン・ショック」後の雇用情勢の急激な悪化に伴い、いわゆる「派遣切り」（労働者派遣契約の中途解除や派遣労働者の解雇等）が多発するなど社会問題化



厚生労働省は、労働者派遣法の大幅な改正（平成 24 年 10 月 1 日施行）。  
○ 日雇労働者の派遣の原則禁止、いわゆる「マージン率」等の情報公開、待遇に関する事項の説明、均等待遇の確保の配慮など

しかし

愛知労働局等による派遣元や派遣先の事業者に対する個別指導監督において、就業条件等の明示、契約内容等や管理台帳の不備など労働者派遣法違反を指摘。上記の改正内容や法の趣旨等が十分に浸透し、理解されているか。

（参考）愛知労働局の個別指導監督の実績（平成 24 年度）

	派遣元	派遣先
実施箇所及びそのうち是正指導箇所	343 事業所中 170 事業所（49.6%）	140 事業所中 66 事業所（47.1%）
主な是正指導内容	就業条件の明示違反 派遣契約に関する違反 派遣元管理台帳に関する違反 派遣可能期間に関する違反	派遣先管理台帳に関する違反 派遣契約に関する違反 派遣受入れ期間に関する違反 抵触日の通知違反

そこで

総務省中部管区行政評価局は、派遣労働者の均等・均衡待遇等を図る観点から、次の項目を調査し、関係行政の改善に資する。今回、派遣労働者にも調査を実施

【主な調査項目】（別紙参照）

- 1 事業者における派遣労働者の均等・均衡待遇に関する取組状況
- 2 雇用保険の適用状況
- 3 事業主に対する指導監督等

〔調査対象機関等〕 愛知労働局、石川労働局、派遣元・派遣先事業所（派遣労働者に対する調査を含む。）

〔調査実施期間〕 平成 25 年 12 月～26 年 3 月

(別紙)

### 主な調査項目及び調査事項

主な調査項目	主な調査事項
1 事業者における派遣労働者の均等・均衡待遇に関する取組状況	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 派遣先労働者との均衡に配慮した賃金水準、診療所・給食施設等の提供などの待遇を確保しているか。</li><li>○ 雇用する際、書面等により賃金の見込み額等待遇に関する事項を明示しているか。</li><li>○ 派遣労働者の苦情や相談には、適切に対応しているか。</li><li>○ いわゆるマージン率(※)が適正に公表されているか。</li></ul>
2 雇用保険の適用状況	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成22年4月の適用範囲拡大(6か月以上雇用見込み→31日以上雇用見込み)に対応して、適切に加入手続を行っているか。</li></ul>
3 事業主に対する指導監督等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業主の取組状況を把握し、適時適切に個別指導を行っているか。</li></ul>

### (参考) 派遣事業の状況

(愛知県) 派遣事業所数 : 6,765 事業所 (うち一般 1,439、特定 5,326) (※) (愛知労働局調べ平成 25 年 3 月末現在) 派遣労働者数 : 90,600 人 (平成 24 年就業構造基本調査 (10 月 1 日現在))
(石川県) 派遣事業所数 : 579 事業所 (うち一般 153、特定 426) (石川労働局調べ平成 25 年 3 月末現在) 派遣労働者数 : 8,900 人 (平成 24 年就業構造基本調査 (10 月 1 日現在))

$$\text{※ マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

一般労働者派遣事業 : 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業

特定労働者派遣事業 : 派遣される労働者が派遣元に常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業

行政評価・監視計画

名 称	派遣労働者の均等・均衡待遇の推進等に関する行政評価・監視
目 的	<p>近年、景気低迷の長期化による企業経営の合理化、サービス経済化の進展、女性の就業意欲の高まり等により、雇用・就業形態が多様化している。</p> <p>有期契約、パートタイム、派遣労働者等の非正規雇用労働者については、厚生労働省が、非正規雇用問題に横断的に取り組むために、「望ましい働き方ビジョン」（平成24年3月）を取りまとめており、賃金を始めとする正規雇用と非正規雇用の労働者の間の均等・均衡等公正な待遇の確保を促進していくことが重要であるとされている。</p> <p>このうち、派遣労働者については、平成20年秋のリーマンショック後にいわゆる「派遣切り」が社会問題化しており、愛知県においても19年度の13万人から24年度の9万人に減少している。</p> <p>このような状況の下、雇用保険については、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を目的とした雇用保険法（昭和49年法律第116号）改正により、その適用範囲が、従前の6か月以上雇用見込みがある者から31日以上雇用見込みがある者に拡大され、平成22年4月1日に施行されている。</p> <p>また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）が改正され、日雇労働者の派遣の原則禁止、いわゆるマージン率などの情報公開、待遇に関する事項の説明、均衡待遇の確保の配慮などが義務付けられ、平成24年10月1日に施行されたところである。</p> <p>しかし、事業所における非正規雇用者の雇用保険適用割合は65.2%（平成22年「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（23年8月29日公表）にとどまっており、派遣労働者は、平成24年「派遣労働者実態調査」（25年9月5日厚生労働省公表）によると、賃金制度の改善（56.5%）や継続した仕事の確保（42.6%）などのほかに、労働・社会保険への加入（3.3%）を要望している。</p> <p>また、愛知労働局による派遣元や派遣先に対する個別指導監督において、就業条件等の明示、労働者派遣契約、管理台帳の不備などの派遣法違反が指摘されている。</p> <p>この行政評価・監視は、派遣労働者に係る制度改正の状況を踏まえ、主に法改正事項の適用及び普及・浸透を図る観点から、派遣労働者の均等・均衡待遇に係る指導・監督の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。</p>
調 査 項 目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 派遣労働者の現状</li> <li>2 事業主における派遣労働者の均等・均衡待遇に関する取組状況</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 派遣元事業主の取組</li> <li>(2) 派遣先事業主の取組</li> <li>3 雇用保険の適用状況</li> <li>4 事業主に対する指導監督等 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業主に対する指導監督</li> <li>(2) 派遣労働者等に対する派遣制度の周知</li> <li>(3) 都道府県労働局等における相談の受付体制、受付状況</li> </ul> </li> </ul>
調査対象機関	愛知労働局、石川労働局
関連調査等 対象機関	事業所等（派遣元事業所及び派遣先事業所。事業所に雇用され又は派遣された派遣労働者を含む。）
調査実施時期 及び担当部局	平成25年12月～26年3月 中部管区行政評価局 第二部第1評価監視官 石川行政評価事務所 評価監視官